

最高裁秘書第1269号

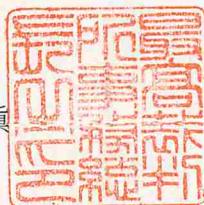
令和3年5月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月31日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

首席家庭裁判所調査官等に関する規則1条2項、2条2項及び3条2項所定の基準が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1378号

令和3年5月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

首席家庭裁判所調査官等に関する規則1条2項、2条2項及び3条2項所定の
基準が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月5日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第9号

(2) 謝問日

令和3年5月6日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1379号

令和3年5月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第9号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

首席家庭裁判所調査官等に関する規則1条2項、2条2項及び3条2項所定の基準が書いてある文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月31日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

1の申出については、「首席家庭裁判所調査官（首席家庭裁判所調査官等に関する規則（以下「規則」という。）第1条第2項）、次席家庭裁判所調査官（同第2条第2項）及び総括主任家庭裁判所調査官（同第3条第2項）の任命基準が書いてある文書」と整理した。

規則においては、首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官（以下「首席家裁調査官等」という。）について、「最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる」とされているところ、首席家裁調査官等については、個別の事情を勘案し最高裁判所において任

命していることから、任命基準を定める必要はなく、本件開示申出に係る文書は、
作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。